

(別紙)

改正後						改正前			
別表第1 内国旅行の旅費 (第16条の2—第18条関係)						別表第1 内国旅行の旅費 (第17条、第18条、第20条、第21条関係)			
(1) 日当、宿泊料及び食卓料						(1) 宿泊料			
日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜に つき)	甲地方		乙地方	
	旅行中宿泊料		赴任後宿泊料			1夜につき8,700円		1夜につき7,600円	
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方					
1,100円	10,900円	9,800円	8,700円	7,600円					
備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち別に定める地域その他これらに準ずる地域で別に定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。						備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち別に定める地域その他これらに準ずる地域で別に定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。			
(2) (略)						(2) (略)			